

令和2年第1回八千代町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年11月30日（月曜日）午前9時02分開会

臨時議会の告示

八千代町告示第127号

令和2年第1回八千代町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年11月27日

八千代町長 野村 勇

1. 期 日 令和2年11月30日

2. 場 所 八千代町議会議場

3. 附議事件

(1) 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(2) 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(3) 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本日の出席議員

議長（8番）	中山 勝三君	副議長（6番）	廣瀬 賢一君
1番	谷中 理矩君	2番	関 眞幸君
3番	安田 忠司君	4番	増田 光利君
5番	大里 岳史君	7番	上野 政男君
9番	生井 和巳君	10番	大久保 武君
11番	水垣 正弘君	12番	小島 由久君
13番	宮本 直志君	14番	大久保敏夫君

本日の欠席議員

なし

---

説明のため出席をしたる者

町長	野村 勇君	副町長	古宇田信一君
教育長	赤松 治君	会計管理者	杉山 淳君
秘書公室長	生井 好雄君	総務部長	渡辺 孝志君
企画財政部長	青木 一樹君	保健福祉部長	大里 斉君
産業建設部長	木村 和則君	総務課長	川村 俊之君
税務課長	鈴木 衛君	まちづくり 推進課長	馬場 俊明君
財務課長	倉持 浩幸君	福祉課長	飯ヶ谷智巳君
都市建設課長	宮本 克典君	産業振興課長	古沢 朗紀君
農業委員会 事務局長	飯岡 勝利君	教育次長兼 学校教育課長	小林 由実君
総務課主査	古橋 一裕君	財務課主査	山口富実子君

---

議会事務局の出席者

議会事務局長	岩坂 信幸	補佐	鈴木 佳奈
主査	山中 昌之		

---

議長（中山勝三君） 公私ご多用のところ、ご参集くださいます、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして申し上げます。本臨時会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策のためマスクの着用、議場内の換気などにつきましてご理解、ご了承をお願いします。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回八千代町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長が了承を求めた議事日程は次のとおり)

議 事 日 程 (第1号)

令和2年11月30日(月)午前9時開議

開 会

諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例

議案第3号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

日程第4 閉会中の継続調査の件

閉 会

---

諸般の報告

議長(中山勝三君) 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後でご覧をお願いします。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本臨時会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、各部長、会計管理者並びに各課長、局長、所長でありますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(中山勝三君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第127条の規定により、7番、上

野政男議員、9番、生井和巳議員、以上2名を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

議長（中山勝三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

宮本議会運営委員長。

（議会運営委員長 宮本直志君登壇）

議会運営委員長（宮本直志君） ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る11月25日、執行部から総務部長、総務課長の出席を求め、令和2年第1回八千代町議会臨時会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。

執行部から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本臨時会の会期を本日1日とすることに議会運営委員会としては決定した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同賜りますようお願いを申し上げます。報告を終わります。

議長（中山勝三君） ただいまの議会運営委員長の報告は、令和2年第1回八千代町議会臨時会の会期を本日1日とするものであります。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日とすることをしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

---

## 日程第3 議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（中山勝三君） 日程第3、議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例、議案第3号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上3件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ただいま一括上程されました議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、これらの提案理由を申し上げます。

今回の改正は、本年10月7日の人事院勧告に基づき、一般職、特別職及び会計年度任用職員の給与条例等の改正を行うものでございます。

本年の人事院勧告は、コロナ禍の経済、雇用情勢を反映して、ボーナスの引下げを行うものとなっております。今回の勧告の内容につきましては、令和2年度から期末手当の支給割合を0.05月引き下げること、公務員の給与水準を引き下げる改定であるため、遡及することなく施行日から適用するものとされております。

このことを踏まえまして、議案第1号の八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要につきましては、第1条改正条例におきまして、12月に支給する期末手当の支給割合を1.3月から1.25月に減ずるものでございます。次に、第2条改正条例におきましては、令和3年6月以降における期末手当の支給割合を6月、12月において均等にし、それぞれ1.275月に改めるものでございます。

続きまして、議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして概要を申し上げます。第1条改正条例におきましては、一般職の給与改定に準じまして、特別職も本年12月支給分の期末手当割合を1.75月から1.70月に引き下げ、第2条改正条例におきましては、令和3年6月以降の期末手当割合を6月、12月を均等とし、それぞれ1.725月に改めるものでございます。

続きまして、議案第3号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要について申し上げます。第1条改正条例におきましては、一般職の給与改定に準じまして、会計年度任用職員も本年12月支給分の期末手当割合を1.3月から1.25月に引き下げ、第2条改正条例におきましては、令和3年6月以降の期末

手当割合を6月、12月を均等とし、それぞれ1.275月に改めるものでございます。

なお、施行日に関しましては、令和2年11月30日からの施行であります。各改正条例の第2条につきましては令和3年4月1日からの施行となっております。

以上、議案第1号、議案第2号及び議案第3号の概要説明でございますが、今回の改正において、先ほど申し上げましたとおり、一般職及び会計年度任用職員の期末手当を年間2.6月から2.55月へ引き下げ、また特別職の期末手当においては年間3.5月から3.45月への引き下げという内容となっておりますが、人事院勧告尊重の基本姿勢に立つての条例改正となっております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（中山勝三君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） この期末手当等の変更というか、減額等の時期でありますけれども、こういう機会でも、古くやっている議員で、そんなぐらいでという話もあろうかと思っておりますけれども、若干勉強がてらお願いしたいと思っておりますけれども、八千代町において職种的に職員の立場について、この今回のあれに0.05月前後の数字が適用される職員は何人いるのか。どのような職種、正職、あるいはまた違う立場もあろうと思っておりますけれども、ですから初めから申し上げると、基本的に何を言いたいかという、今全職員と言われるのは何人いるのか。全職員外で、どういう立場の中でこれに漏れている職員が、パートなのか何なのか、どういう表現を使うのか、今宮本議員とも話したのですけれども、パートどうのこうのというふうな話も出て、今の立場を。一般職員外の、その総数の中で一般職員から漏れたいわば職員の立場と人数、それをちょっと。唐突な話になるので、調べる時間が要るのかどうか、それは分かりません。大ざっぱで結構ですから、取りあえずその辺のところをちょっと勉強がてら教えていただけますか。

議長（中山勝三君） 総務部長。

（総務部長 渡辺孝志君登壇）

総務部長（渡辺孝志君） 14番、大久保敏夫議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、職員、いろんな立場の職員がございまして、何人いるかということでございまして、職員はまず正職員180名おります。それから、再任用職員ですね、退職してその後

再雇用ということで、その職員が19名ございます。合わせて199人です。それ以外で、去年までパートさんと言われている人がおりましたが、本年度から全て会計年度任用職員という立場になってございます。その会計年度任用職員、現在68名おります。その会計年度68名のうち短時間勤務10名を除く58名、それから199名の正職員と再任用職員について今回期末手当0.05月引下げを行うということでございます。

以上であります。

議長（中山勝三君） 再質疑ありますか。

14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 今の時勢に従った中で、再任用とか、そういう形での。数字論から行きますと、我々200人前後でこの役場は動いているのだという認識でございましたけれども、現実には267名で動いているのだと。そういうことを勉強不足で、今知ったわけですけれども、この職員のいわば給与体系、あるいはまた議員にもそれは同率で影響するわけですけれども、前に増田議員から質疑あったときに出た中で、各部署というよりも、将来の中で精神的に病んでおられて時々休みを必要とする、該当する人は何人いますか。

議長（中山勝三君） 総務部長。

（総務部長 渡辺孝志君登壇）

総務部長（渡辺孝志君） ただいまの大久保敏夫議員の質問にお答えします。

現在そういう病気で、精神的なものなのですけれども、1名休んでいる者がおります。

以上であります。

議長（中山勝三君） 再々質疑ありますか。

14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 今部長に私が聞いているのは、そういう今休んでおられるような環境の立場にいる人間が今は1人なわけですよ。そうすると、この前増田議員のときには、この人というか、これは固有名詞は必要ないわけですけれども、そういう人は今何人。また、途中から戻ってくる方、途中からいなくなる方もいるのだと、そういうふうに該当する人は何人いるのか聞きたいのです。今休んでおられる方の話をしているのではなくて。言っていることは分かりますか。199人の話をしているのではなくて、その中で再任用とか臨時は別としても、199人の中で、今おっしゃられたあれでいくと1名いるのだと。しかし、違う形で、そういうふうな休めるということは、何らかの医師の、

いわば診察の中で、そういうことで休んでもいいのだというふうな、10日、20日の話ではないでしょうから、そういうふうな環境にある方とされる人は何人おられるかということをちょっと。それを聞いているのであって、今は休んでいるのは1名だと、それはそれでいいです。それだけちょっとお聞きしたい。

議長（中山勝三君） 総務部長。

（総務部長 渡辺孝志君登壇）

総務部長（渡辺孝志君） 今の久保敏夫議員の質問にお答えさせていただきます。

今現在1名ということではありますが、今年に入ってからというような形でもよろしいでしょうか。

（「それでもいいし、今後の予定を」と呼ぶ者あり）

総務部長（渡辺孝志君） 今後、予定というのは、ちょっとまだ出ていませんので、今現在1名で、これまでその方も入れて、今年度ですか、3名いらっしゃいました。

（「入れて」と呼ぶ者あり）

総務部長（渡辺孝志君） はい、入れて。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案

第2号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 閉会中の継続調査の件

議長（中山勝三君） 日程第4、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長から別紙のとおり報告がありましたので、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長（中山勝三君） 以上で本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして令和2年第1回八千代町議会臨時会を閉会といたします。

（午前 9時25分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 中 山 勝 三

署 名 議 員 上 野 政 男

署 名 議 員 生 井 和 巳